

## 非常勤職員及び再雇用（短時間）職員の地方職員共済組合短期給付加入について

### 1. 制度、主な変更点

	現行：全国健康保険協会(協会けんぽ)	令和4年10月1日以降：地方公務員共済組合
加入対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週の所定労働時間が20時間以上</li> <li>・賃金が月額88,000円以上</li> <li>・継続して1年以上使用される見込み</li> <li>・学生でないこと</li> </ul> ⇒ 協会けんぽの健康保険・厚生年金保険に加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週の所定労働時間が20時間以上</li> <li>・賃金が月額88,000円以上</li> <li>・継続して2カ月を超えて使用される見込み</li> <li>・学生でないこと</li> </ul> ⇒ 健康保険のみ非常勤職員と同じ地方公務員共済組合に加入
掛金・負担金	10.22% (40才未満) ※本人負担は1/2 11.86% (40才以上) (令和4年度)	9.077% (40才未満) ※本人負担は1/2 10.817% (40才以上) (令和4年度予定)
健康管理	<生活習慣病予防健診> ・対象者：35歳～74歳の被保険者  <特定健康診査・健康サポート(特定保健指導)> ・対象者：40歳～74歳の被扶養者	<人間ドック・55セルフドック> ・対象者：35～54歳(人間ドック)の地共済組合員(本人) 55歳以上(55セルフドック)の地共済組合員(本人) ・開始時期：令和5年度(令和4年度は対象外) ※令和5年度から55セルフドックは廃止。人間ドックの対象者35歳以上の地共済組合員(本人)  <アスマイル地共済会員> ・対象者：地共済組合員(本人)及び被扶養者(18歳以上) ・開始時期：令和4年10月 ※登録手続きについては別途案内  <特定健康診査・特定保健指導> ・対象者：40歳以上74歳以下の地共済組合員(本人)及び被扶養者 ・開始時期：令和4年10月
任意継続	2か月以上の加入で任意継続可能。	1年以上加入期間で任意継続可能。

### 2. 対象者

再雇用職員（短時間）

非常勤職員（時給） …作業員

非常勤職員（月給） …研修医、レジⅠ・Ⅱ、レジ他

回数報酬医・技師 …税表区分甲の職員

### 3. 雇用形態別の変更点

		現行制度（令和4年9月30日まで）	令和4年10月1日から
再雇用職員(短時間)	短期給付(健康保険等)	全国健康保険協会(協会けんぽ)	地方公務員共済組合
	長期給付(年金等)	日本年金機構	
非常勤職員(時給) ※回数報酬医・技師含む	短期給付(健康保険等)	全国健康保険協会(協会けんぽ)	地方公務員共済組合
	長期給付(年金等)	日本年金機構	
非常勤職員(月給) ※研修医、レジⅠ・Ⅱ等	短期給付(健康保険等)	全国健康保険協会(協会けんぽ)	地方公務員共済組合
	長期給付(年金等)(※)	日本年金機構	(フルタイム以外) 日本年金機構 (フルタイム) 地方公務員共済組合 ※政令発出後、手続きについてお知らせします。

※長期給付加入の場合は、退職等年金給付に加入

<退職等年金給付支給要件>

次のすべての条件を満たしているときに支給されます。

- 65歳に達していること
- 退職していること
- 1年以上の引き続く組合員期間を有していること

#### 4. スケジュール（予定）

令和4年8月 職員へ案内（ポータル掲示）

令和4年10月まで 健康保険証返却

令和4年10月1日以降順次 組合員証配付

（組合員証配付の事前に、地共済より組合員（本人）に資格証明書配付予定。被扶養者は、地共済の認定が必要であるため資格証明書の配付不可。）

#### 5. 福利厚生事業加入（2.対象者向け）

- ・2.対象者の地方職員共済組合短期給付加入者が対象。
- ・職員へは8月下旬に案内予定。
- ・2.対象者の本人負担はなし。